

2020年度「橋渡し研究機関」の確認申請要領

確認申請受付期間

2020年3月19日(木)～4月20日(月)正午必着(送付受付のみ)

【ご注意】

1. 2020年度「研究開発型スタートアップ支援事業／Product Commercialization Alliance」公募、以降 PCA)に「橋渡し研究機関」として参画を希望する公的研究機関、大学及び高等専門学校は、本確認申請要領に従い、必ず申請をして下さい。
なお、2015年度以降に「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を受け、2020年3月に確認期間を更新している機関については本申請要領による申請は必要ありません。
2. 持参での受付はいたしませんのでご注意ください。

2020年3月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部

目次

I 概要編

1. 「橋渡し研究機関」の確認の目的等
2. 「橋渡し研究機関」の確認
3. 「橋渡し研究機関」の要件該当が確認された研究機関について
4. 申請の手続き等
5. その他

II 申請書作成にあたって

※「橋渡し研究機関」の要件該当の確認申請様式を、別途公募の WEB ページに公開 (Word 版、Excel 版) していますので、申請書作成にはこちらをご利用下さい。

申請書類作成の流れ

「I 概要」で事業を理解し、申請内容を検討

↓

「II 申請書作成にあたって」(別途 WEB サイトで電子媒体を配布)を読んで書式を理解し、ダウンロードした雛形に記入

↓

チェックリストに従って提出物をそろえる

↓

提出、受付締切: 2020年4月20日(月)正午必着(送付のみ)

I 概要編

1. 「橋渡し研究機関」の確認の目的等
 - 1-1. 目的
 - 1-2. 「橋渡し研究機関」の要件への該当確認の仕組み
 - 1-3. 「研究開発型スタートアップ支援事業／Product Commercialization Alliance (PCA)」の概略

2. 「橋渡し研究機関」の確認
 - 2-1. 確認の有効期間及び毎年 of 状況確認等
 - 2-2. 「橋渡し研究機関」の要件該当の確認
 - 2-3. 「橋渡し研究機関」の確認結果の公表及び通知

3. 「橋渡し研究機関」の要件該当が確認された研究機関について
 - 3-1. 「橋渡し研究機関」の公表
 - 3-2. 取組状況の確認等及び虚偽等への対応

4. 申請の手続き等
 - 4-1. 申請書類
 - 4-2. 申請書の様式
 - 4-3. 申請に関する注意
 - 4-4. 受付期間
 - 4-5. 問い合わせ先及び申請書の送付先

5. その他
 - 5-1. 申請情報の管理
 - 5-2. 個人情報について

2020年度「橋渡し研究機関」の確認申請要領

2020年3月19日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、「橋渡し研究機関」の要件への該当確認の申請を受け付けます。

「研究開発型スタートアップ支援事業／Product Commercialization Alliance (PCA)」に「橋渡し研究機関」として参画を予定されている機関は、「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を必ず受けて下さい。

なお、本事業は、2020年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承下さい。

1. 「橋渡し研究機関」の確認の目的等

1-1. 目的

2014年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014では、新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)において、技術シーズの迅速な事業化を促すため、新たなイノベーションの担い手として期待されるベンチャー企業への支援の強化等の革新を推進すること、及び、オープンイノベーションを強力に推進するための環境整備が謳われています。

また、2017年6月2日に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略2017」において、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築の一つとして、橋渡し機能の強化において先行する国立研究開発法人においては、更にその取組の深化を図ることやこれらの先行事例を参考にしつつ、橋渡し機能の強化が期待される他の公的研究機関においても、各機関や技術シーズ等の特性を踏まえた橋渡しの戦略的取組を推進することなど橋渡し機能強化の重要性が謳われています。2018年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」においても企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出することが新たな目標として追加されるなど官民が一丸となりベンチャー・エコシステムの構築を加速し、グローバルなベンチャー企業の創出に取り組む重要性が謳われています。

「Product Commercialization Program (PCA)」事業では、提案時から概ね3年で継続的な売り上げをたてることのできる事業スキームおよび当該スキームを実現するために事業会社等との連携や資金調達等の具体的な計画を有する研究開発型スタートアップをNEDOが支援することにより、その事業化を促進し、エコシステムを強化することを目的とします。今

回、本事業において「橋渡し研究機関」として事業に参画を予定する機関の募集及び確認を行います。

(参考)

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>

「科学技術イノベーション総合戦略2017」(平成29年6月2日閣議決定)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2017/honbun2017.pdf>

「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf

「統合イノベーション戦略2019」

https://www8.cao.go.jp/cstp/togo2019_honbun.pdf

1-2.「橋渡し研究機関」の要件への該当確認の仕組み

本要領により、「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を希望する公的研究機関、大学又は高等専門学校(以下「高専」という。)からの申請をNEDOが受付け、要件への該当を確認いたします。要件への該当が確認された公的研究機関、大学又は高専については、「橋渡し研究機関」としてNEDOのホームページにて公表いたします。

確認された「橋渡し研究機関」は、2020年度「研究開発型スタートアップ支援事業／Product Commercialization Alliance(PCA)」に共同研究等の相手先として参画し、共同研究費の助成を受けることができます。参画にあたっては、NEDOから助成事業実施者に交付決定を行った後に、助成事業実施者との間で共同研究等の契約を締結して下さい。

なお、「橋渡し研究機関」の要件への該当確認を受けるにあたっては、公的研究機関又は高専の全部署を一括して確認申請いただくこととなりますが、大学においては学部等の単位ごと、大学共同利用機関法人においては、大学共同利用機関ごとに確認申請することも可能です。

■「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認申請の方法

(1)2015年度以降に「橋渡し研究機関」の要件への該当確認を受け、2020年3月に確認期間を更新している機関

申請の必要はありません。

確認番号は、確認の際に通知したものを継続します。

(2)2020年度「研究開発型スタートアップ支援事業／Product Commercialization Alliance(PCA)」事業の公募と同時期に「橋渡し研究機関」の要件への該当確認を申請する場合【同時申請】

＜申請期間＞2020年3月19日(木)～4月20日(月)正午

(i)「橋渡し研究機関」の確認の公表時期:

2020年6月下旬(予定)

(研究開発型スタートアップ支援事業/Product Commercialization Alliance (PCA)の採択案件の公表と併せて公表)

(ii)確認申請の際の提出資料等:

「2020年度『橋渡し研究機関』の確認申請書(様式第1)」等を、本「『橋渡し研究機関』の確認申請要領」に従い作成し、提出して下さい。

※公的研究機関、大学又は高専が「橋渡し研究機関」として確認されない場合、2020年度「研究開発型スタートアップ支援事業/Product Commercialization Alliance(PCA)」事業では計上の対象外となります。

■参考

(別添)2020年度のスケジュール

1-3. 研究開発型スタートアップ支援事業/Product Commercialization Alliance(PCA)の概略
本助成事業の概略は以下のとおりです(詳細は助成事業のPCA公募要領を参照)。

(1)助成事業の目的

本助成事業では、提案時から概ね3年で継続的な売り上げをたてることのできる事業スキームおよび当該スキームを実現するために事業会社等との連携や資金調達等の具体的な計画(Product Commercialization Alliance: PCA)を有する研究開発型スタートアップ(以下「提案者」という。)をNEDOが支援することにより、その事業化を促進し、エコシステムを強化することを目的とします。

(2)公募期間

2020年3月19日(木)～4月20日(月)正午

(3)対象事業者

- ・具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、VCから出資(株式のみ)を公募予告前(2020年2月18日まで)に受けている未上場の事業者であること。
- ・中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総 額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数 ※)
製造業、建設業、運輸業及びその 他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又 は航空機用タイヤ及びチ ューブ製造業並びに工業 用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報 処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(4) 助成対象分野

次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- ① 経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。）。
- ② 具体的技術シーズであって、研究開発要素があることが想定されること。例えば、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、研究開発要素が薄いものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とします。
- ③ 競争力強化のためのイノベーションを創出しようものであること。

※実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。

※国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の設立に伴い医薬品等に係る開発は原則として対象外となります。ただし、創薬支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は助成対象となります。

(5) 助成額等

助成額：原則2.5億円まで

助成率：助成対象費用の2/3以下

(6) 助成期間

交付決定通知書に記載する事業開始の日から2020年2月28日までとします。

2. 「橋渡し研究機関」の確認

2-1. 確認の有効期間及び毎年 of 状況確認等

助成事業の公募提案にあたり、「橋渡し研究機関」として参画できる期間は、確認の日から2021年3月31日までとします。ただし、①2021年度以降に同様の公募を実施する場合、②「橋渡し研究機関」を活用する他の研究開発事業の公募を実施する場合、又は①及び②以外の場合であってNEDOが必要と判断した場合には、本募集で確認した橋渡し研究機関に対し、「橋渡し研究機関」の要件となっている仕組みや取組の実施に係る進捗状況について、確認をさせていただく予定です。

2-2. 「橋渡し研究機関」の要件該当の確認

(1) 「橋渡し研究機関」の要件

以下のア)及びイ)の両方を満たすこと。

ア) 国の研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関若しくは大学共同利用機関法人に該当する公的研究機関、大学又は高専であって、日本国内に立地するものであること。

※公設試験研究機関とは、地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する公立学校を除く。)

及び地方独立行政法人であって、試験研究に関する業務を行うものをいいます。

※大学及び高専とは、学校教育法で定めるものをいいます。

※大学共同利用機関法人とは、国立大学法人法で定めるものをいいます。

イ) 以下の i)～v) の取組のすべてを既に実施している、又は、近い将来(概ね1年以内)に取組を実施する予定であること。

i) 橋渡し業務※を主要ミッションとして位置づけていること。

ii) 職員への目標設定やインセンティブ付与による意識付けなどにより、受託研究収入等の民間企業からの資金受入の増加に向けた仕組みを整備していること。

iii) 民間企業に対する技術相談業務、技術指導業務や企業との意見交換等において収集される情報を集約・分析すること等を通じて産業界のニーズ等を把握し、これを所内の活動内容に反映するための仕組みを整備していること。

iv) 外部の研究機関との人材交流や内外への職員の研修参加など、広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組みを整備していること。

v) 受託研究等によって生じる知的財産権の取扱いについての検討体制や契約書のひな形等の規程類を整備していること。

※「橋渡し業務」とは、研究開発型スタートアップに当該研究機関が有する技術シーズ

を移転することでビジネスにつなげることや、研究開発型スタートアップが保有する技術を当該研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、研究開発型スタートアップの技術力向上や生産方法等の革新等を実現する業務のことをいいます。

(2)「橋渡し研究機関」の要件該当についての説明

「橋渡し研究機関」の確認申請書(添付資料1)により、貴機関の取組状況や導入されている仕組み、今後の計画をご説明頂くとともに、以下のア)～ウ)に従い、確認申請書にご記載いただいた実績に関するエビデンスや計画を実行するための貴機関の手続きを示すものをご提出下さい。

確認申請書の作成にあたっては、KPI(Key Performance Indicator: 目標の達成度を評価するための評価指標)等の定量的な目標も盛り込みながらご説明下さい。

「申請者の区分」が大学である場合は、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に則った記載の観点からご説明下さい。

ア) i)～v)の取組を既に実施している場合

要件 i)～v)についての実績が示されているエビデンスを提出して下さい。

イ) i)～v)の取組を概ね1年以内に実施する場合

要件 i)～v)についての計画及びその計画が実行されるための貴機関内の手続きを示して下さい。

ウ)上記ア)とイ)が混在している場合

要件 i)～v)についての実績が示されているエビデンス並びに計画及びその計画が実行されるための貴機関内の手続きを示して下さい。

(参考)

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」

(平成28年11月30日 イノベーション促進産学官対話会議)

<http://www.meti.go.jp/press/2016/11/20161130001/20161130001.html>

2-3. 「橋渡し研究機関」の確認結果の公表及び通知

確認結果の公表時期は、2020年6月下旬を予定しています。確認結果については、NEDOから申請者に確認結果の通知書を発出します。「橋渡し研究機関」の要件への該当が確認されなかった申請者についても、その旨通知します。

3. 「橋渡し研究機関」の要件該当が確認された研究機関について

3-1. 「橋渡し研究機関」の公表

「橋渡し研究機関」として確認された研究機関については、NEDOのホームページにおいて、研究機関の名称を公表します。

3-2. 取組状況の確認等及び虚偽等への対応

- (1) 「橋渡し研究機関」の要件となっている取組の実施状況や計画した仕組み等の構築の進捗状況を、年度末にNEDOが確認します。取組が実施されていない場合、次年度の公募事業等の審査において考慮します。
- (2) 「橋渡し研究機関」の要件への該当確認の申請内容に虚偽等が判明した場合には、「橋渡し研究機関」に対して、以下の措置を講じることがあります。
 - ① 「橋渡し研究機関」としての確認の取り消し、及び取り消しの事実についてNEDOのホームページで公表します。
 - ② 「橋渡し研究機関」として確認され、共同研究等先として参画している助成事業が交付決定を受けた後であっても、当該助成事業の交付決定を取り消します。

4. 申請の手続き等

4-1. 申請書類

「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を希望する公的研究機関、大学及び高専は、申請書様式を用いて以下の提出書類一式を提出して下さい。

【提出書類】

- ・「橋渡し研究機関」の要件該当に係る確認申請書 正1部(片面印刷)
- ・「橋渡し研究機関」の要件該当に係る確認申請書 写し2部(両面印刷)
- ・必要事項を記入した情報項目ファイル(「2020_橋渡し研究機関の情報項目ファイル【Excel】、確認申請書写しの PDF ファイル(ファイル名:『申請機関名.pdf』)」をCD-Rに保存したもの)
- ・宛先を明記した返送用封筒(84円切手を貼付のこと)

申請書類は、添付書類を含め、全てA4サイズとし、各部ごとに縦2穴パンチの上、正本は左上をダブルクリップでとめ、写し2部もダブルクリップで綴じて下さい(ステープラー等で綴じたり、製本したりはしないで下さい)。

なお、提出された申請書類、添付資料等は返却しません。

【申請書類送付先】

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 20 階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 スタートアップグループ

「橋渡し研究機関」確認申請担当 宛

※封筒に『確認申請書在中』と朱書きください。

TEL:044-520-5173

4-2. 申請書の様式

「橋渡し研究機関」の要件への該当に係る確認申請書等は、NEDOのホームページ(公募情報のページ参照)からダウンロードすることができます。

◎2020_「橋渡し研究機関」の確認申請要領【PDF】

◎2020_橋渡し研究機関の情報項目ファイル【Excel】

◎2020_「橋渡し研究機関」の確認申請書【Word】

4-3. 申請に関する注意

- (1) 研究開発型スタートアップ支援事業/Product Commercialization Alliance(PCA)では、「橋渡し研究機関」と共同研究等を行う研究開発型スタートアップに対して助成します。「橋渡し研究機関」に直接助成金を交付する事業ではありません。
- (2) 申請書は日本語で作成して下さい。

4-4. 受付期間

申請書の受付期間は次のとおりです。

2020年4月20日(月)正午までに

郵送又は特定信書便で到着したものに限り、(必着)

持参での受付は行いません。また、受付期間を過ぎて到着したものは、確認対象とはなりませんのでご注意ください。申請書受理確認書を返送しますので、宛先を明記し84円切手を貼付した返送用封筒を申請書一式にあわせてお送り下さい。

書類に不備等がある場合は原則として審査対象とはなりませんので、申請書様式に従い記入して下さい。様式に記載されている項目の変更はしないで下さい。

4-5. 問い合わせ先及び申請書の送付先

(1) 申請に関する問い合わせ及び申請書の送付先

公募内容に関するお問い合わせは、下記まで平日9:30~17:45の間にご連絡下さい。

問い合わせ先及び送付先

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

イノベーション推進部 スタートアップグループ 「橋渡し研究機関」確認申請担当

TEL:044-520-5173

FAX:044-520-5178

メールアドレス:hashiwatashi@nedo.go.jp

※申請書の封筒に「「橋渡し研究機関 確認申請書」在中」と朱書きください

(2) 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」及び申請書(添付資料1)の大学に求める記載の観点と記載例に関する相談

問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局大学連携推進室 産学連携班

TEL:03-3501-0075

メールアドレス:sangakurenkei@meti.go.jp

5. その他

5-1. 申請情報の管理

(1) 提出物の管理

提出書類等は、審査のために使用します(ただし、必要に応じて経済産業省に提出書類を共有いたします。)。提出物の返却はいたしません。

(2) 申請情報の公表

「橋渡し研究機関」の要件への該当が確認された研究機関にあつては、申請者の機関名を公表します。

「橋渡し研究機関」の要件への該当が確認されなかった場合は、申請者の機関名を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の機関名等を知らせることがあります。

5-2. 個人情報について

提出物等により取得した個人情報の取扱いは以下のとおりとします。

(1) 「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認及び確認後の通知等に利用します。

- (2) 「橋渡し研究機関」、「研究開発型スタートアップ支援事業／Product Commercialization Alliance(PCA)」等の公募に関する説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- (3) NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
- (4) 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- (5) 上記の利用目的以外で利用することはありません(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

(別添)2020年度のスケジュール

